

光市資源回収活動及び環境美化活動への車両貸出し要領

1 目 的

環境事業課が管理している車両（軽トラック 2 台）の貸出しを行うことにより、資源の集団回収活動及び光市内における環境美化活動を支援することを目的とします。

2 対象活動

- (1) 光市資源回収登録団体が行う資源回収活動
- (2) 各種団体等が行う光市内のボランティア清掃活動

3 使 用 日

土曜・日曜・祝日に限ります。

4 使 用 料

無料

5 貸出し車両及び台数

軽トラック 2 台

6 申込み及び受付

申込みは随時受け付けます。使用日の 2 週間前までに「車両貸出し申請書」を環境事業課に提出してください。

7 貸出しの条件及び注意事項

- (1) 貸出し日の前日の午後 5 時以降に、市役所（当直室）で鍵と車両使用報告書を受け取り、使用日の午後 5 時までに市役所（当直室）へ鍵の返却及び車両使用報告書の提出をしてください。なお、使用前に車両使用報告書の「使用前走行距離」を記載してください。
- (2) 燃料については貸出し前に満タンにしておきますので、使用後は必ず満タン給油をし、清掃をしたうえで返却してください。
- (3) 事故について
 - ア 事故が起きた場合は、直ちに市役所に連絡してください。
 - イ 事故の損失補償は、保険の範囲内で次のとおり行います。

対人賠償：無制限	対物賠償：1, 000 万円
自損事故：(死亡) 1, 500 万円 (後遺障害) 1, 000 万円	
搭乗者傷害：1, 000 万円	車両保険
- (4) 車両の目的外使用を禁止します。
- (5) 車両に故障等が生じた場合、車両使用報告書の特記事項の欄に必ず記入してください。
- (6) 普通第 1 種免許証以上を所有している者が管理し、交通法規を厳守するとともに交通安全に心がけてください。